

Title	ドイツ帝国財政の形成と展開(上)
Sub Title	Die Entstehung der Reichsfinanzen in Deutschland und ihre Entwicklung bis 1890 (I)
Author	鈴木, 純義
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1981
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.74, No.3 (1981. 6) ,p.245(47)- 258(60)
JaLC DOI	10.14991/001.19810601-0047
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19810601-0047

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

ドイツ帝国財政の形成と展開 (上)

鈴木 純 義

目 次

はじめに

I 帝国国家機構と帝国財政制度

- 1 帝国国家機構
- 2 制限された帝国財政高権
- 3 財務行政機構
- 4 1879年の財政・関税改革と帝国財務省の設置
 - a 財政・関税改革
 - b 財務省設置と財政統制 (以上本号)

II 帝国財政の展開

- 1 1870年代の財政状態
- 2 1880年代の展開
 - a 経費
 - b 帝国収入と戻税制度

むすび

はじめに

周知のように、資本主義の世界史的な一発展段階としての帝国主義段階は、いわゆる「大不況期」に始まる、金融資本の形成・確立・展開の時期であり、対外的には、保護関税・ダンピング輸出・資本輸出・植民地領有の諸政策をとり、また対内的には、社会的矛盾の緩和策をとりながら進む、内外の対立激化の時代として特徴づけられる。ドイツ資本主義はかかる過程を典型的に実現したものと⁽¹⁾いわれている。

かかる過程に対応するドイツの帝国主義財政に関するわが国の研究は、従来からかなりの蓄積をもっている。その場合、多かれ少なかれニッティの「五つの経費」を指標としながら、帝国主義段階に特有の経費論が展開され、また通常、1879年の財政・関税改革がひとつの画期として取り上げられ、以降種々の財政・関税改革について詳細な検討が⁽²⁾加えられている。

注(1) 宇野弘蔵『経済政策論』改訂版(弘文堂, 1971年), 『宇野弘蔵著作集』第7巻「経済政策論」(岩波書店, 1974年)。

(2) 大内兵衛『財政学大綱』上巻第5章(岩波書店, 1930年), 武田隆夫・遠藤湘吉・大内力『近代財政の理論』第1篇

だが、従来の研究においては、一般に財政問題を論ずる際に欠くことのできない財政機構上の問題が、ほとんどの場合なおざりにされている。また、この種の問題に対する解明への志向のある場合には、かかる機構上の問題が、ドイツ帝国における「ユンカー的・プロイセン的支配」を強調するための好個の材料として取り扱われることが多い。⁽³⁾

さらに、財政現象それ自身の分析に関しては、ドイツ帝国主義が本格化する1890年代——とくにその後半——以降の財政現象の中に、80年代にみられる過渡的様相をも集約して一律に論じられている傾向がある。この点はとくに、収入論におけるユンカー優遇政策に関する分析について、ほとんどすべての所説に認められるところである。⁽⁴⁾

かかる研究動向に顧みて、本稿は、さしあたりドイツ帝国について、財政機構上の問題をとくに取り上げ、1870年代における国家機構整備の一環として79年に帝国財務省の設置された意義を、同年の財政・関税改革と並置して確定するとともに、この機構面・収入面の改革を出発点として展開する帝国財政の様相を、さしあたり80年代について——とくに財政を通じたユンカー優遇政策の80年代と90年代以降との差異に着目しつつ——解明することを目的とするものである。

第3章(時潮社、1955年)、大内兵衛・武田隆夫『財政学』第5章(弘文堂、1955年)、鈴木武雄・武田隆夫編『財政学』第3章(青林書院、1960年)、武田隆夫編『帝国主義論』上第5章(東大出版会、1961年)、広田司朗『ドイツ社会民主党と財政政策』(有斐閣、1962年)、武田隆夫「ドイツ公債についての覚書—金融資本成立との関連においてみた—」(玉木・末永・鈴木編『マルクス経済学体系—宇野弘蔵先生還暦記念論文集—』下巻、岩波書店、1957年所収)、同「所得税についての一覚書—プロイセンにおけるミーケルの税制改革(1891—93年)を中心として—」(揚井・大河内・大塚編『帝国主義研究—矢内原忠男先生還暦記念論文集—』下巻、岩波書店、1959年所収)、大島通義「1879年の関税および財政改革—帝国主義形成期におけるドイツの財政政策(1)—」(『三田学会雑誌』第52巻第1号—以下「形成期(1)」と略記)、同「1891—3年のプロイセン税制改革—帝国主義形成期におけるドイツの財政政策(2)—」(『三田学会雑誌』第52巻第7号)、同「帝国主義確立期におけるドイツ財政の構造と機能の発展—ひとつの試論—」(『経済学年報』3、1959年—以下「確立期」と略記)、近江谷左馬之介「1879年の関税改正」(『経済学研究』第26巻第1号)、伊東弘文「ドイツ帝国主義財政の帰結をめぐって」(『商経論集』第10巻第2・3号)、土生芳人「帝国主義財政の形成」(大内力編『国家財政』東大出版会、1976年所収)、大野英二「ドイツ帝国主義と財政改革問題」(『経済論叢』第79巻第5号、のちに同『ドイツ資本主義論』未来社、1965年所収)、藤本建夫「ドイツ帝国財政制度に関する一試論—帝国相続税の導入をめぐって—」(『経済学論集』第17巻第2号)。以上のほかに関連論文として、木谷勤「1879年関税改革におけるビスマルクのインタレスト・ポリティクス」(『歴史学研究』213号)、同「ビスマルクの農業政策とドイツ農業」(『史学雑誌』第69編第6号)、熊谷一男「ドイツ貿易政策の変遷」(『世界経済評論』Vol. 5, No. 12)、高橋精之「第1次世界大戦に至るドイツ関税政策の推移とその意義」(『土地制度史学』第18号)、藤村幸雄「19世紀末葉におけるドイツ通商政策の特質」(『経済学論集』第28巻第3号)、同「ドイツ帝国主義と貿易政策」(『社会科学』Vol. II No. 1)などがある。

注(3) 藤本、前掲論文、94—95頁に最もよく示されているが、その方法的枠組は、大野英二『ドイツ金融資本成立史論』(有斐閣、1956年)によって与えられている。大野氏の所説に対する批判については、星野中「ドイツ帝国主義への類型的把握をめぐって」(『社会科学』5、1967年)、同「資本類型」論と帝国主義論—大野英二著『ドイツ資本主義論』によせて(『社会科学の方法』第8号、1969年)、加藤栄一「帝国主義の諸問題—ドイツ」(『社会経済史学の課題と展望』1967年)などをみよ。また、ユンカー支配を強調する考え方一般に対する批判については、加藤栄一『ワイマール体制の経済構造』(東大出版会、1973年)とくに序章の「をみよ」。

(4) この点を最もよく示しているのは、武田編、前掲書、294—297頁、伊東、前掲論文、藤本、前掲論文などであるが、現存の国家機構の中で様々な屈折を経ながら財政政策の実現していく過程を重視する、大島、前掲諸論文(とくに「確立期」112頁)も、注(3)の流れに与するものではないが、ユンカー優遇政策に関しては、80年代と90年代とを同一次元で論じる傾向を示している(同「確立期」142頁以下)。

I 帝国国家機構と帝国財政制度

1 帝国国家機構

1871年成立のドイツ帝国は、自らの憲法をもつと同時に、帝国を構成する諸邦(22の君主国と3自由都市)も独自の憲法と政府を保持する一種の連邦国家であった。

だが、この国家は他に類例をみない特殊の連邦国家であった。ここではさしあたり、連邦分立主義と中央集権主義の対立関係としてその特殊性を確認しておこう。

①連邦分立主義——とくに南独諸邦にみられる、鉄道、郵便・電信、ビール税・火酒税、軍事行政に関する留保権と連邦参議院。

連邦参議院は、各邦政府の代表によって構成され、立法・行政・司法の三権を行使したが、ここには各邦の独立性が表現されている。すなわち、各邦政府は、連邦参議院を通じて帝国の最高決定に参加し得たのである。

②中央集権主義——連邦参議院と帝国議会。

連邦参議院は、単なる各邦の独立性の表現にとどまるものではなかった。すなわち、プロイセン優位主義が指摘されなければならない。連邦参議院におけるプロイセン優位主義は、プロイセンの投票数が憲法改正を阻止するに足る14票(Art. 78 RVerf.)を上回る17票であることや議長職がプロ

注(5) 以下、帝国憲法(Reichsverfassung—以下 RVerf. と略記)によりつつみていくが、原文は、Reichsgesetzblatt(以下 RGBL. と略記)、1871、S. 63ff. による。その他、浅井清『近代独逸憲法史』(慶応義塾出版局、1928年)、清宮四郎『ドイツ憲法の発展と特質』(日本評論社、1953年)、山田晟『ドイツ近代憲法史』(東大出版会、1963年)を参照。

(6) 諸邦留保権は次のようである。

①鉄道—帝国は各邦有鉄道に対して監督するのみであるが、バイエルンはその監督すら受けない(Art. 46 RVerf.)。②郵便・電信—帝国は帝国全域の郵便・電信事業の監督を行ない(Art. 4 ⑩ RVerf.)、剰余金は帝国国庫に収められる(Art. 49 RVerf.)が、バイエルンとヴュルテンベルクはこの適用を受けない(Art. 52 RVerf.)。③ビール税・火酒税—バイエルン、ヴュルテンベルク、パーデンの三邦は、両税の課税高権を留保された(Art. 35 RVerf.)。④軍事行政—プロイセン陸軍省の圧倒的影響下においてはであるが、バイエルン、ヴュルテンベルク、ザクセンは各自の陸軍省をもち、自主的な軍事行政を行なった。とくにバイエルンの場合には、軍事予算についても独立の編成権限を有していた(RGBL. 1871、S. 19—20、Vertrag v. 23. November 1870)。

(7) 連邦参議院の三権の内容—①立法権：法律発案権(Art. 5 RVerf.)、最終決定権(Art. 7 RVerf.)。②行政権：皇帝の宣戦布告・条約締結に対する協賛権(Art. 11 RVerf.)、帝国議会の解散権(Art. 24 RVerf.)、諸邦に対する帝国の強制執行の議決(Art. 19 RVerf.)。③司法権：諸邦間の公法上の争いの裁決、諸邦内憲法争議の裁決(Art. 76 RVerf.)。だが、このような連邦参議院の地位と役割は、立法府としては帝国議会に対して、行政府としては帝国行政最高諸機関に対して次第に低下していった。

(8) 連邦参議院の議決は各邦の投票によって行なわれたが、各々の投票数は次のようであった(Art. 6 RVerf.)。

プロイセン—17 バイエルン—6 ザクセン、ヴュルテンベルク—各4 パーデン、ヘッセン—各3 メクレンブルク・シュヴェーリン、ブラウンシュヴァイク—各2 ザクセン・ヴァイマル、メクレンブルク・シュトレリッツ、オルデンブルク、ザクセン・マイニンゲン、ザクセン・アルテンブルク、ザクセン・コーブルク・ゴータ、アンハルト、シュヴァルツブルク・ルードルシュタット、シュヴァルツブルク・ゾンデルスハウゼン、ヴァルデック、兄統ロイス、弟統ロイス、シュヴァルツブルク・リッペ、リッペ、リュウベック、プレーメン、ハンブルク—各1(計58票)。

イセン首相によって占められていることである。

しかしさらに、プロイセン国王＝帝国皇帝（Art. 11 RVerf.）、プロイセン首相＝帝国宰相、プロイセン陸軍省および参謀本部の「帝国陸軍省」および「帝国参謀本部」としての機能などもプロイセン優位主義の内容として指摘される。

ところで、皇帝は、宣戦布告権限、講和・条約締結権（Art. 11 RVerf.）、議会の召集・開会・停会・閉会権限（Art. 12 RVerf.）、宰相任命権（Art. 15 RVerf.）、法律の制定・公布・執行の監督の権限（Art. 17 RVerf.）、官吏の任命権（Art. 18 RVerf.）、軍部統帥権（Art. 53 u. 63 RVerf.）などを一手に集中し、しかもプロイセン国王として連邦参議院での17票を支配したのである。

かかる皇帝権限の規定を通じて帝国政府強化の方向が打ち出され、その中核にプロイセン優位主義が位置していたのである。⁽⁹⁾

要するに、連邦参議院は、一方で連邦分立主義を体現するものでありながら、他方ではプロイセン優位主義と結合した皇帝権限の規定を通じて、連邦分立主義それ自身を相対化するものだったのである。いわば、連邦分立主義体制の枠内での君主主義的中央集権主義である。

これに対して、帝国議会は議会主義的中央集権主義を体現するものといえよう。帝国議会にあっては、25歳以上の成年男子に選挙・被選挙権を与える普通・直接・秘密選挙制が採用され（Art. 20 RVerf.）、議員は全国民の代表と規定された（Art. 29 RVerf.）。これは、プロイセン三級選挙制に比しては⁽¹⁰⁾もちろん、当時のヨーロッパ諸国に較べても極めて民主的なものであった。実際、全国民の政治的意志を直接に代表し得る唯一の機関として、自らの政治的威信を高めていくことになるので⁽¹¹⁾あった。

だが、連邦参議院・皇帝などにみられる専制的性格と結びついて、ここでも相当の制約を免れ得なかった。すなわち、議会権限として、法律発案・議決権（Art. 5 u. 23 RVerf.）、予算審議権（Art. 69 RVerf.）、決算承認権（Art. 72 RVerf.）などが認められながら、召集・開会・停会・閉会の権限は皇帝に委ねられ、法案の最終決定権も行政調査権も⁽¹²⁾なかった。また、予算審議権も陸軍経常費予算の自動的確定のために大幅の制限を受けるもので⁽¹³⁾あった。

注(9) 「帝国はプロイセンから延ばされた腕」といわれる所以である。南独諸邦にとっても、一般に邦権力と帝国権力とは異質のものでありながら、帝国権力とはすなわちプロイセン邦権力であると受けとられた。だが、帝国とプロイセンとは互いに密接な関係にありながらも、両者の間には後述のように錯綜した関係が展開する（I-3参照）。

(10) 三級選挙制については、村瀬興雄『ドイツ現代史』（東大出版会、1954年）112—118頁、飯田収治・中村幹雄・野田宣雄・望田幸男『ドイツ現代政治史』（ミネルヴァ書房、1966年）66—69頁。

(11)(14) 制度上は、宰相の対議会責任はなかったが、とくに20世紀初頭以降の帝国議会の政治的比重の増大局面にあっては、議会内与党多数派工作に苦心しなければならなかった。

(12) 行政調査権については、芦部信喜『憲法と議会政』（東大出版会、1971年）14頁。

(13) 自動的確定とは、1871年12月31日までは1867年人口の1%を全ドイツ陸軍の平時兵員とし、これに225ターラーを乗じて陸軍経常費を算出するというもので、この経費については単に報告・参考用のみ連邦参議院・帝国議会に提出されるにすぎなかった（Art. 60, 62, 71 RVerf.）。注(51)参照。

ドイツ帝国財政の形成と展開 (上)

さらに、議会主義の根幹ともいべき議院内閣制は採用されず、したがって、帝国宰相の政治責任も議会ではなく皇帝に対して存在していたにすぎない。⁽¹⁴⁾

以上のように、第二帝政の国家機構は、連邦分立主義と中央集権主義との対立関係に、君主主義と議会主義との対立関係が交錯する複雑な構造的特徴をもつものであった。⁽¹⁵⁾

では、かかる国家機構の特色は、財政制度面にどのように反映しているだろうか。

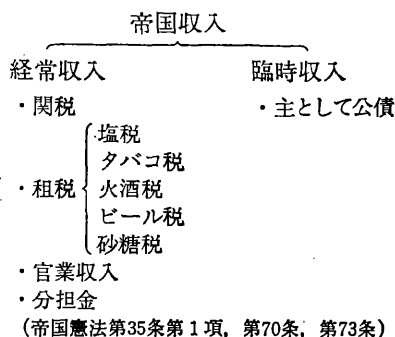
2 制限された帝国財政高権

右のように、帝国収入は直接税をもたない間接税中心体系である。憲法第70条で直接税導入が予定されながら、1906年の相続税導入まで何らの直接税ももたなかった。⁽¹⁶⁾これは直接税導入に伴う議会の収入協賛権拡大に反対するプロイセン保守派の反議会主義によるものであった。

帝国財政の脆弱性は、まずこの点に現われているが、南独諸邦の反プロイセン主義も、かかる帝国の直接税なき収入構成に加担しているといつてよい。けだし、南独諸邦にとっては、帝国収入の拡大による帝国権力の拡大はプロイセン権力の拡大に等しかったからである。⁽¹⁷⁾

この南独諸邦の反プロイセン主義も連邦分立主義のひとつの現われであるが、これは間接税と官業についても制限を加えることになった。すなわち、火酒税、ビール税については、バイエルン、ヴェルテンベルク、パーデンが留保権を与えられ、⁽¹⁸⁾郵便・電信事業については、バイエルン、ヴェルテンベルクはその剰余金を帝国国庫に収めなくともよかった。⁽¹⁹⁾

また、鉄道事業収入も、帝国国有化が主として南独三邦の反対で実現しなかったため、いわゆる



注(15) ドイツ的なブルジョア革命の特殊性に起因する不十分な議会主義を内包する専制的国家機構であるといつてよいだろう。ブルジョア革命については、大谷瑞郎『ブルジョア革命』（御茶の水書房、1966年）。

(16) 憲法第70条のいう「帝国税」とは直接税をさすものとされている。Vgl. W. Gerloff, Staatshaushalt und das Finanzsystem Deutschlands, in: *Handbuch der Finanzwissenschaft*, 1. Aufl., Bd. III, 1929, S. 15; F. Terhalle, Geschichte der deutschen öffentlichen Finanzwirtschaft vom Beginn des 19. Jahrhunderts bis zum Schlusse des Zweiten Weltkrieges, in: *Handbuch der Finanzwissenschaft*, 2. Aufl., Bd. I, 1952, S. 279.

(17) 加藤栄一「ドイツにおける財政調整制度の成立」（大内力編『地方財政』東大出版会、1976年）66頁。

(18) この留保権に対応して三邦は帝国に留保代償金を支払わねばならなかった。また、憲法第35条第2項によれば、三邦は両税について立法の統一をはかる義務があったのだが、ビール税については1918年までその統一は実現されなかった（P.-C. Witt, *Die Finanzpolitik des Deutschen Reiches von 1903 bis 1913*, Lübeck und Hamburg 1970, S. 19 Anm. 15）。つまり、三邦のビール税留保権は1918年まで存続したのである。しかし、火酒税留保権は1887年に廃止された（野津高次郎『独逸税制発達史』有芳社、1950年、183頁）。

(19) 独自の郵便・電信事業を営む代償として二邦は補償金の支払義務を負うた（Ebenda, S. 18 Anm. 9）。

「帝国鉄道」からの収入に限られた。⁽²⁰⁾⁽²¹⁾

さて、以上のような収入の脆弱性の克服のためには、臨時措置としての分担金を廃止して、「帝国(直接)税」が導入される必要があったが、議会主義的中央集権化を阻み、連邦分立主義体制を維持するためには、分担金の温存がはからねばならなかった。

かくして、国家機構における連邦分立主義と中央集権主義との対立関係は、今や、帝国財政高権においては、分担金問題として現われることになるのである。1879年財政・関税改革は、このジレンマに対して一定の量的解決を与えることになる。だが、われわれはその前に上述の財政高権を運用する財政機関について一瞥しておかねばならない。

3 財務行政機構

帝国は、関税・租税の直接的な税務行政機構をもたず、徴税事務は各邦の諸機関によって代行されていた。⁽²²⁾ この各邦による代行に対して、帝国は、各邦の税関、税務署、租税本局への帝国官吏の派遣を通じて、一定の行政監督をなし得たにすぎない。また、かかる各邦官吏による徴税事務のための経費は、関税・租税収入が帝国国庫に収められる前にあらかじめ控除されるシステムになっていた。⁽²⁴⁾

各邦によるこのような帝国機関としての代行は、関税同盟の伝統を継承するものであるが、これが、帝国を構成する諸邦の独立性を示すとともに、帝国財政権限の連邦分立主義体制に根ざす脆弱性を表現するものであることはいうまでもない。

だが、機構上の脆弱性は、さらに、責任ある指導者を配した帝国財務行政機関＝財務省の欠如にも現われていた。1879年の帝国財務省設置に至るまでの時期は、同時に帝国行政最高機関の整備過程でもあるので、ここでは、かかる整備の進行状況に光をあてて、連邦制という枠を維持しつつも、帝国権力の強化という方向で「中央集権主義」が追求される点を解明しながら、帝国財務行政のための中央機関の推移を確定することにした。⁽²⁵⁾

北ドイツ連邦成立以降の連邦(帝国)業務のプロイセン行政機関による代行制度の中であって、

注(20) 鉄道国有化については、石井彰次郎「ビスマルク的国有化について(1)・(2)」(『経済理論』第41・44号, 1958年), 中西健一「鉄道国有化への道と『ビスマルク的国有』(1)・(2)」(『経済学雑誌』No. 2, No. 3, 1962年)。

(21) 帝国における国有鉄道の「帝国鉄道」と「邦有鉄道」とへの分化に対応して、帝国は二つの鉄道省をもった。「帝国鉄道」の建設・経営を司る「帝国鉄道事業省」(Reichsamt für die Verwaltung der Reichseisenbahnen)と各邦の鉄道事業を監督する「帝国鉄道省」(Reichseisenbahnamt)である〔注(30)参照〕。

(22)(23) Art. 36 RVerf. (RGBl. 1871, S. 73), なお、この点は財務省設置以降も変わらず、かかる行政監督によって財務省の指令権限の保障は期待できなかった(Witt, a. a. O., S. 24-25)。

(24) Art. 38 III RVerf. (RGBl. 1871, S. 73-74), 関税, 塩税, てんさい糖税, 煙草税は4~8%が控除され, 火酒税, ビール税は1906年までは15%が控除された(Witt, a. a. O., S. 24 Anm. 42)。

(25) 以下とくに断わらない限り, R. Morsey, *Die oberste Reichsverwaltung unter Bismarck 1867-1890*, Münster Westfalen 1957, S. 46-104.

連邦宰相府（Bundeskanzleramt）——帝国成立以降は帝国宰相府（Reichskanzleramt）——長官デルブリュックは、実際上一貫して、プロイセンおよび連邦参議院を重視する、プロイセン優位の連邦（帝国）業務運営を展開した。⁽²⁶⁾これに対してビスマルクは、連邦（帝国）中央官庁としての宰相府のプロイセンへの影響力の拡大・充実を志向し、ライヒ強調路線に立っていた。

1872～76年は、デルブリュックによるプロイセン優位の帝国業務運営の下での、デルブリュックとビスマルクとの対立の顕現化・深化の時期であるとともに、ビスマルクによるデルブリュックの権限縮小をねらった、宰相府の分割開始期でもあった。すなわち、73年鉄道省設置、75年府内の司法局設置、76年郵政省設置がこれである。

1876年4月デルブリュック解任後の宰相府長官ホフマンの下で、ビスマルクに特有のライヒ・プロイセン関係が展開する。すなわち、非プロイセン人（ヘッセン首相）ホフマンの新長官への任命、彼の連邦参議院議長就任（宰相代理として）およびプロイセン國務大臣兼任、77年における司法省、エルザス・ロートリンゲン省、府内の財政局の設置——これらはビスマルクがかねてから志向していたライヒ強調路線の実現を示すものである。ところが、実に事ここに至ってホフマンは、一方で、プロイセン蔵相カムプハウゼンの新印紙税案・取引所税案に反対したり、陸相カメケの軍事予算案を連邦参議院での論議なしに変更したりして、プロイセンとの間に緊張関係を惹起した。また他方では、ホフマンの自立的行動の拠点たる宰相府を通じての法案の連邦参議院への上程によって（この場合宰相府は宰相代理宰相府と名のつた）、宰相をも無視することがあった。このため、77年6月以降ビスマルクのホフマンへの不満は増大し、同年末ビスマルクは、プロイセンの側に立ってここからライヒに生命を吹き込む、という従来とは逆転した考えを表明するに至った。デルブリュック路

注(26) 帝国成立当初の行政最高機関は、帝国宰相府と帝国外務省のみであった。後者は1870年1月1日連邦外務省に移行した元プロイセン外務省が実体（Ebenda, S. 104ff.）。前者の構成は、総務局（Zentralabteilung）、郵政局、電信局、エルザス・ロートリンゲン局より成っていた（Ebenda, S. 38, 64）。総務局の任務は次のようである（Ebenda, S. 65）。すなわち、各邦に委託した帝国行政に対する監督、連邦参議院・帝国議会・宰相間の業務上の折衝の仲介、予算編成、予算執行、財政運営、帝国財産管理、商業政策、度量衡・通貨制度・紙幣・銀行についての法律の執行および執行の監督、関税・消費税の徴収に対する監督、総務局傘下の帝国国庫・帝国戦争準備金・帝国統計局その他における人事および年金業務。

なお、Reichskanzleramtの訳語について触れておこう。筆者の知る限りでは、「帝国宰相官房」（北住炯一「1879年関税改革とビスマルク・レジームの再編—『穀物と鉄の同盟』成立期における上層統治機構の変容と背景—」『法政論集』60, 21頁）とか「総理大臣官房」（山田、前掲書、70頁）とかの訳語がある。しかし、すぐあとでみるように、このReichskanzleramtは郵政省・司法省・財務省などの母胎であり、しかもこれ自身のちに内務省となる。その意味で「官房」とは呼び難い。その上、このReichskanzleramtの再編過程と重なるように、1878年に宰相直属の事務機関としてZentralbüro des Reichskanzlersが設けられ、これが1879年にReichskanzleiと改称される。すなわち、これこそ「帝国宰相官房」にはかならない。以上二つの理由から、Reichskanzleramtは「帝国宰相府」とした次第である。また前掲北住論文（37頁）は、Reichskanzleiを個人的な書記局であるとして、「帝国宰相局」としているが、ビスマルクの個人的な書記局は、外務省内のSpezialbüro des Reichskanzlersであった（Ebenda, S. 219-226）。

* 本稿執筆中に、F. ハルトウング『ドイツ国制史—15世紀から現代まで—』の訳書（成瀬治・坂井栄八郎訳、岩波書店、1980年）が刊行された。これによれば（390頁）、Reichskanzleramtに「帝国官房府」なる訳語があげられているが首肯し難い。

線への復帰である。

このプロイセン施回の時期にビスマルクは、財政局をプロイセン蔵相と密接に結合した財務省として独立させ、宰相府は単なる管理局(Verwaltungsamt)に縮小しようと考えた。この考えは宰相代理法問題と交錯する。すなわち、ビスマルクは、宰相代理を連邦参議院に席を置くプロイセン大臣の中から選出すべく、司法長官フリートベルクを法案の準備にあたらせた。だが、フリートベルクの準備した、プロイセン大臣から宰相代理を選出するという宰相代理法案は、それによって生ずるであろうライヒ・プロイセン結合に対する各邦の反対のため、結局、78年3月帝国長官による代理に修正されて成立した。これにより、プロイセン大臣による帝国業務への直接的参加はできなくなった。⁽²⁷⁾ また同年同月、プロイセン副首相兼蔵相たるカムプハウゼンが辞任したため(ビスマルクのプロイセン施回にとっては、カムプハウゼンを宰相代理とすることが重要であった)、ビスマルクはこれまでほどプロイセンを意識することなく活動できる余地を得た。

かくしてビスマルクは、一時的なプロイセン施回から再びライヒ強調路線に立ち帰り、代理法を基軸にした帝国指導部の中央集権的性格の強化に向かった。⁽²⁸⁾ かかるライヒ強調路線の中で、次節でみるように、財務省設置と宰相府の内務省への再編が行なわれることになる。⁽²⁹⁾⁽³⁰⁾

注(27) 代理法については、Ebenda, S. 302ff.

(28) 代理法は帝国各省長官が各省の業務領域に関わる法律に宰相代理として副署できる旨規定したものであるが、これにより各省長官は一定の責任者として立ち現われるとともに、ほとんどの法案がプロイセンではなく帝国諸省で作成されることになった。こうして作成された法案は、連邦参議院上程前にプロイセン閣議の承認を必要としたにしても、「元首発案」(Präsidentenvorlage, kaiserliche Initiative)として連邦参議院に上程され得ることとなった。この「元首発案」は憲法上の根拠のないまま原則的なものとなり、1884~90年に毎年30~45を数えたのに対して、プロイセン提案は7から1に減少した。なお、この代理法以降、帝国長官の連邦参議院プロイセン代表への任命が慣行化されたことで、各省長官は帝国議会での演説・答弁に立ち得ることともなっており、長官と帝国議会との結びつきが緊密になっていった。これに伴い長官の任命に際しては、帝国議会多数派の意向が意識されることになり、帝国議会の政治的意義も次第に拡大していくことになる(Ebenda, S. 308-312)。これらは、帝国のプロイセンからの自立化と立法府としての連邦参議院の意義の帝国議会に対する相対的低下の始まりとみてよいだろう。

(29) 以上の変動的なライヒ・プロイセン関係については納得し難い説がある。すなわち、前掲北住論文(28-30頁)は次のようにいう。デルブリュックは宰相府を「プロイセン政府の意向とはことなつた方向で活動させたために」、ライヒとプロイセンの対立が生じた。この対立は「ホフマンが登場してから一層顕著となつた。このため、『プロイセン強調』政策に転換せざるをえない状況となつたが、そのプロイセン強調政策が「ライヒ行政最高機関の再編の基本的性格を規定づけることとなつた」というのである。まずデルブリュック路線のホフマン路線への同列化について。ライヒ強調路線を主張するビスマルクは、プロイセン強調路線に立って実際の業務を展開するデルブリュックの解任後ホフマンを後任にすえてライヒ強調路線を実現したが、短期間でデルブリュックのプロイセン強調路線に回帰した。この時ビスマルクは、デルブリュック解任を正当化するために彼を目前のホフマンと同列化して、これからとるプロイセン強調路線はデルブリュック路線とは異なるものであるという虚構をデッチ上げたのである。事實はデルブリュック路線の事後的承認である(Ebenda, S. 97)。次に、帝国行政最高機関の再編の基本的性格がプロイセン強調政策によって規定されたといへば、「ニッカー的・プロイセン的支配」の構造を見出しそうとする論者にとっては好都合かも知れないが、残念ながら、本文に明らかなようにビスマルクのプロイセン強調路線への施回は77年末~78年3月のごく短期間にすぎず、帝国行政最高機関の再編は常にライヒ強調路線に基づいて行なわれたのである。

(30) 帝国財務省設置以前の帝国行政最高機関の整備について補充・整理しておこう。①72年1月1日帝国海軍省(Kaiserliche Admiralität)。この段階では長官が皇帝の命令に従って最高司令権を行使するものとされ、宰相は省の管理責任を負うにすぎなかった。このため、88年11月2日司令系統を分離して海軍最高司令部(Oberkommando der Marine)とし、省はReichsmarineamtとした。②73年帝国鉄道省(Reichseisenbahnamt)。③76年1月1日郵

ドイツ帝国財政の形成と展開（上）

以上のプロセスにおいて、帝国の当初の財政担当部門は宰相府総務局であったが、これは注(26)に示したように部分的に財政関係業務に関与していたにすぎない。この段階では、プロイセン大蔵省が、帝国の予算編成・予備協議についての専一的責任を有していた。このプロイセン大蔵省の専一的責任は、1877年の財政局の設置により除去された。だが、帝国財務省設置までは、帝国の予算編成過程におけるプロイセン大蔵省と財政局との前者の主導による共同作業が排除されることはなかった⁽³¹⁾。変動的なライヒ・プロイセン関係の中であって、しかも責任ある指導者を配した帝国財務行政機関を欠いた帝国財政の運営は、はなはだ不安定な状態にあったといわなければならない。

ところで、会計検査担当機関に関しても、ここで一瞥しておく必要がある。北ドイツ連邦以来、連邦の会計検査は、18世紀初頭に設立されたプロイセン会計検査院（Oberrechnungskammer）が担当していたが、帝国になってからもこの点は変わらなかった。プロイセン会計検査院が帝国の会計検査のために若干名の官吏を増員し、ドイツ帝国会計検査院（Rechnungshof des Deutschen Reichs）を名のり、宰相あてに提出されるべき帝国予算の執行に関する検査書の作成にあたったのである⁽³²⁾。この会計検査書は、連邦参議院・帝国議会による財政統制の基礎となるのだが、会計検査院に関する叙上の事態は財務省設置以降も変わらないので、この点については次節で触れる⁽³³⁾。

さて、以上の諸節を通じて、帝国国家機構の一端を担う財政制度の特殊の連邦制に根ざした脆弱性を財政高権と財務行政機構とについてみてきたのであるが、その脆弱性ないし弱点は1879年の財政・関税改革と帝国財務省の設置により、ある程度の解決を与えられ、80年代の展開を可能にする出発点が措定されることになる。

政局と電信局が統一されて Amt des Generalmeisters として独立。80年に Reichspostamt と改称されてその長が長官（Staatssekretär）と称されることになった。④77年1月1日帝国司法省（Reichsjustizamt）。75年1月1日以降の司法局の独立。⑤77年1月1日エルザス・ロートリンゲン省（Reichskanzleramt für Elsaß-Lothringen）。帝国成立以降のエルザス・ロートリンゲン局の独立。ベルリンの省長官のほか、局時代に引き続いて現地 Straßburg に知事（Oberpräsident）を置いた。さらに、79年7月4日エルザス・ロートリンゲン内閣（Ministerium für Elsaß-Lothringen）となり、現地に総督（Statthalter）と長官が置かれた。⑥79年1月1日帝国鉄道事業省（Reichsamt für die Verwaltung der Reichseisenbahnen）。エルザス・ロートリンゲン鉄道の建設・経営を担当。長官はプロイセン公共事業大臣が兼任（E. R. Huber, *Deutsche Verfassungsgeschichte seit 1789*, Stuttgart 1963, Bd. III, S. 842）。⑦最後に陸軍省について触れておこう。Reichskriegsamt は存在しない。「帝国陸軍」は、プロイセン、ザクセン、バイエルン、ヴュルテンベルクからの出兵分担軍の総称。全陸軍の最高指揮官は皇帝であり、プロイセン陸軍省が「帝国陸軍省」として機能。ただし、プロイセン陸相は König の大臣ではあっても Kaiser の大臣ではなかったため、帝国の軍事について大きな発言権をもっていたとはいえ、Kaiser の唯一の大臣たる帝国宰相の下位に位置した。「代理法」による宰相代理とはなり得なかったが、連邦参議院プロイセン代表として帝国議会で発言し、軍事における宰相の事実上の代理とみなされた。以上とくに断わりのない限り、Morsey, a. a. O., S. 122-197, 226-241.

注(31) Ebenda, S. 204; Witt, a. a. O., S. 24.

(32) 以上の会計検査院に関しては、Huber, a. a. O., S. 847-848.

(33) いわゆる「古典的帝国主義」の時代には、帝国独自の会計検査院は設置されず、帝国予算執行問題に関する立ち入った規制は行なわれなかった（Witt, a. a. O., S. 39）。

4 1879年の財政・関税改革と帝国財務省の設置

a 財政・関税改革⁽³⁴⁾

次章第1節(次号掲載予定)でみるように、1870年代の帝国財政は、軍事費主導の経費増大と収入の停滞状況から、分担金増徴に依存しなければならなかった。75年以降分担金は増勢に転じ、これによる邦財政への圧迫が憂慮されて⁽³⁵⁾、78年ハイデルベルクに各邦蔵相会議が開かれた。会議は邦財政救済のために、間接税体系の整備により帝国収入の増大をはかり、もって分担金の軽減を行なうべきことを確認した⁽³⁶⁾。

これより以前すでにビスマルクは、帝国議会のもつ限られた収入協賛権(新規収入と分担金に対してであるがここではとくに対分担金)をさらに無力化するため、また直接税負担に不満を抱くユンカーの利害を考慮して、分担金廃止ないし可能な限りでの削減、それに伴う帝国収入減少分の間接税増徴による補填と邦直接税軽減によるユンカー救済を企図していた⁽³⁷⁾。

だが、分担金がかつてと帝国直接税にとってかわられるべき臨時措置にすぎなかった点を考えれば、分担金廃止→帝国直接税導入→収入協賛権拡大という議会主義的中央集権主義の主張が登場するのは当然であった。また、収入協賛権の拡大そのものは、間接税率を毎年の予算で確定するという方法によっても可能であった。

ここでは、議会審議の詳細には立ち入らないが、分担金廃止を前提とするベンニクセン案(国民自由党)とその存続を前提とするフランケンシュタイン案(中央党)に触れておく必要がある。すなわち、前者は、コーヒーと塩の関税率と塩の消費税率を毎年の予算で確定し、収入過剰のある場合はこれを各邦の人口数に応じて交付する旨を主張した。後者は、関税とタバコ税収入のうち過去3年間の平均額を超過する部分を、分担金額に応じて各邦に交付する一方、前者との妥協策として、関税率と塩の消費税率を毎年の予算で確定する旨を主張するものであった⁽³⁸⁾。

ビスマルクは、議会の協賛権拡大にかかわるものすべてを排して、後者の前半部分を選択した。いわゆる「フランケンシュタイン条項」の成立である⁽³⁹⁾。

こうして、分担金は制度化され、帝国一関税、各邦一直接税という体系が、制度として定着せ

注(34) この改革に関しては、注(2)に示した当該諸研究を参照せよ。

(35) 分担金は人口に応じた負担であったから、もともと経済力の不均衡を無視するものであった。このために既存の不均衡はますます促進される傾向にあった(Ebenda, S. 19)。

(36)(37) W. Gerloff, *Finanz-und Zollpolitik des Deutschen Reiches nebst ihren Beziehungen zu Landes- und Gemeindefinanzen von der Gründung des Norddeutschen Bundes bis zur Gegenwart*, Jena 1913, S. 146-147, 67-68.

(38) Ebenda, S. 161-162. 大島「形成期(1)」25-26頁, 大野, 前掲書, 151頁, 広田, 前掲書, 13-14頁。

(39) 「年間1.3億Mの額を超える関税・タバコ税収入は、各邦の分担金支払の基準となっている人口を基準として各邦に分与すべきものとする。この分与は、帝国国庫・各邦間の最終的清算を条件に、帝国憲法第39条に規定された四半期概算書および年度末決算書に基づいて行なわれる」(RGBl. 1879, Ges. v. 15. Juli 1879, S. 211)。

ドイツ帝国財政の形成と展開（上）

しめられることになった。また、分与金制度の導入とその分与金の分担金に対する超過によって、ビスマルクの邦直接税減税という初期の意図も実現された⁽⁴⁰⁾。

だが、かかる分担金一分与金関係は種々の欠陥を生み出した。すなわち、①分与金が分担金を超過するにしても、超過額の年々の変動は複年制予算制度をとる諸邦にあっては計画的財政運営の阻害となる。②分与金超過を根拠にした持続的な支出増の危険性がある。③分担金が月々の前払いであったのに対して、分与金は四半期決算後6～8週間経過後の後払いであったために、両金額が年間相殺され得る場合といえども、邦財政運営に支障が生ずる⁽⁴¹⁾。

以上のように、79年財政改革は、帝国財政高権の脆弱性克服のための質的解決を与えるどころか、連邦分立主義体制の再確認に加えて、分与金導入により事態をより複雑化したのである。

しかしながら、帝国財政基盤強化の方向が放棄されたわけではなかった。すなわち、関税改革による増収である。この関税改革による推定増収は、Gerloffによれば、7,130万M（うち従来は非課税であった品目によるもの4,800万M）で、これを保護関税・財政関税別にみると、前者4,370万M（農業関税2,410万M、林業関税380万M、工業関税1,240万M、その他340万M）、後者2,760万Mであった⁽⁴²⁾。

実際の増収額は、78～79年3,418万M、79～80年2,827万M、80～81年1,776万Mで、78～81年の経費増加額5,586万Mを大きく上回って収入効果の大なることを示した（付表2・6——この二表を含めて表はすべて次号に一括して掲載する）。これを、その後の一連の関税率引上や87年間接税改革（火酒税・砂糖税）による収入の増大、それに基づく帝国財政の展開と照らし合わせて考えるならば、79年関税改革は、80年代における帝国財政の展開のためのひとつの出発点をなすものであったといえよう。

以上によって、79年財政・関税改革についてもっばら財政政策上の効果に着目して、次のようにいうことができよう。すなわち、一方で、フランケンシュタイン条項の成立により、帝国財政の議会主義的中央集権主義陣営は敗退し、連邦分立主義体制が再確認された。だが他方では、その連邦分立主義体制の枠内においてはあながち、帝国財政の強化—自立的基礎の確保という方向が放棄されたわけではなかった。ビスマルクは、79年にはさしあたりその根拠を関税率引上に求めたのである。

かかる帝国財政の強化ないし条件付きの中央集権化の方向を機構面で体现するのが、帝国財務省の設置にはかならない。

注(40) 1879～90年に各邦は約3.8億Mの分与金超過により、約4.5億Mの減税を達成した（Witt, a. a. O., S. 21）。

(41) 以上の三点は、Ebenda, S. 20-21; Gerloff, a. a. O., S. 285, 403-404. 複年制予算制度を採用していたのは、バーデン、バイエルン、ブラウンシュヴァイク、ザクセン、ヴュルテンベルク、および小邦の大多数。両メクレンブルクは予算制度をもたなかった（Witt, a. a. O., S. 21 Anm. 22）。

(42) Gerloff, a. a. O., S. 164.

b 財務省設置と財政統制

1879年7月14日、帝国宰相府財政局の帝国宰相府からの分離・独立により、帝国財務省(Reichsschatzamt)⁽⁴³⁾が設置された。それまでプロイセン大蔵省参事官だったショルツが、同省長として次官に任ぜられ、翌年初代長官に就任した。⁽⁴⁴⁾

他方、ビスマルクは、帝国全土におよぶ帝国独自の税務行政機構の形成を企図したが失敗に終わり、この点は従来通り各邦の担当のままとされた。⁽⁴⁵⁾

同年9月12日付の暫定業務規定により、同省は二つの局による編成となった。第1局の主要任務は帝国予算の編成・調整で、その他国庫制度・貨幣鑄造・公債に関する業務および帝国歳出入管理・帝国国庫(Reichshauptkasse)の監督を行なった。⁽⁴⁶⁾第2局の主要業務は租税・関税の管理と新規収入計画の立案であった。⁽⁴⁷⁾

かくして、税務行政機構上の特殊性は残しながらも、予算の編成過程における帝国とプロイセンとの共同作業は廃止されるに至った。⁽⁴⁸⁾責任ある指導者を配した財政機関の欠如に、帝国財政の基礎の脆弱性の原因のひとつがあったとすれば、帝国財務省の設置は、帝国財政の自立的基礎の確立による帝国財政の強化を構造的に確保するものだったといつてよいだろう。

ところで、予算編成過程は、一般に予算循環の全過程の中でもその政治的重要性はとくに高い。そこで、この過程に帝国財務省の設けられたこととあわせて、帝国予算制度の概観を通して財政民主主義—財政統制の特徴について一瞥しておきたい。

注(43) Morsey, a. a. O., S. 197; Witt, a. a. O., S. 23.

(44) Morsey, a. a. O., S. 202-203, 205; Huber, a. a. O., S. 843.

(45) Witt, a. a. O., S. 24.

(46)(47) Ebenda, S. 25. なお、帝国財務省設置後、帝国宰相府は79年12月24日帝国内務省(Reichsamt des Innern)と改称し、統計・衛生・特許・保険・度量衡・帰化・移民・海洋河川船舶航行等に関する業務を司った(Morsey, a. a. O., S. 210, 218 Anm. 42; Huber, a. a. O., S. 835).

(48) Morsey, a. a. O., S. 204; Witt, a. a. O., S. 24. しかしながら、プロイセンの特権的地位はその後も存続した。すなわち、帝国財務省で作成された財政法案は、これについての帝国財務省・プロイセン大蔵省間の仮協議の後、プロイセン閣議の承認を得て連邦参議院に上程された。この閣議において財務長官は、プロイセン大臣を兼任しない限り(兼任はSydowのみ)発言権がなかったため、財務省作成の法案はプロイセン閣議でプロイセン蔵相や陸相などの見解によって修正されざるを得なかった。また、毎年の予算編成にあたって大蔵省は、あらかじめ陸軍省に意向を教示して、帝国予算編成に間接的な影響を与え得た。こうしたことを背景に1895年蔵相Miquel(在任1890~1901)は、帝国予算の大蔵省と財務省への同時申請と予算編成過程における両省間仮協議(共同作業)とを正式に制度化しようと試みた。これは、宰相Hohenlohe(在任1894~1909年)によって拒否されたが、Miquelは第一次艦隊法問題で財務長官Posadowsky(在任1894~97年)に対して既成事実をつきつけたのである(Ebenda, S. 27-28, 27-28 Anm. 60; Morsey, a. a. O., S. 204 Anm. 41)。これらはプロイセン優位主義の現われにはかならない。だが、この点を強調する余り、1890年代以降の財務省の地位の上昇、一般に帝国に独自の重みが与えられてくる点を見落とすことがあってはならないだろう。すなわち、91年財務長官Maltzahn(在任1888~93年)は、連邦参議院決算委員会(Rechnungsausschuß)の議長職を蔵相から奪い、帝国財務行政の指導に加わった(Ebenda, S. 204 Anm. 41)。さらに、Posadowskyは内務長官時代(在任1897~1907年)の1899年宰相代理として、連邦参議院財政委員会(Finanzausschuß)の議長を蔵相から財務長官に移した。この時期Posadowskyは宰相Bülow(在任1900~09年)とともに内政問題一般について協議決定し、連邦参議院でプロイセンのとり票決態度もこの時決定することで、帝国政府の自立性を強化した。それとともに、帝国政府の国内政策の指導者は連邦参議院よりも帝国議会に依存することが多くなった(K. E. Born, *Staat und Sozialpolitik seit Bismarcks Sturz*, Wiesbaden 1957, S. 142, 182-183, 鎌田武治訳『ビス

ドイツ帝国財政の形成と展開 (上)

帝国の予算循環は大雑把にみて右図のよ

うな経路をたどる。ここで注意すべきは次の六点である。すなわち、①編成時に合意

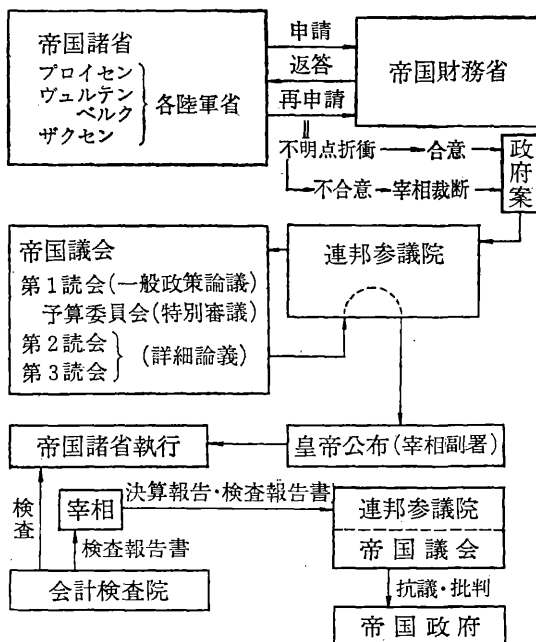
の得られなかった場合には、宰相によって裁断が下される。②帝国議会による予算拒否

否があったり、両院での議決の異なる場合には、皇帝権限で宰相の責任のもとに非常

予算が作成・告示・執行され得る。③しかしながら、帝国議会においては歳出拒否闘

争は一度もなく、新規収入と分担金に限定された収入協賛権の発動にしても歳入拒否

闘争はなかつた。④予算外支出・予算超過支出については、あらかじめ皇帝の許可を得て行なわれた。⑤秘密基金(外務省・海軍省・陸軍行政部)は会計検査の対象外であった。⑥実際に会計検査報告が出されたのは、年度終了後3~4年を経てからであった。



編成過程に財務省の設置された意義は高いとはいえ、宰相専制的性格が強い(上記①)。予算の立

マルク後の国家と社会政策」法大出版局、1973年、206-207頁、264頁、266頁)。以上の点を考慮しつつひるがえって79年帝国財務省設置に目を転じてみれば、帝国財政の自立化のための機構上の整備が行なわれたことそれ自身に大きな意義のあることは明らかであろう。なお、プロイセン大蔵省の地位の強さを強調する前掲藤本論文(95頁)は、①「国防省」長官がプロイセン閣僚によって兼任されていた、② Sydow は財務長官と蔵相を兼任していた、③第二次艦隊法問題を契機に事実上予算申請が大蔵省にも同時に行なわれ、両省間で「予算審議」(仮協議のこと)が行なわれるようになり、大蔵省の地位はいよいよ強化されたとしているが、かかる事実認識ははなはだ疑問である。①については、機構上「帝国陸軍省」は設けられず、プロイセン陸軍省がその機能を果していたのだから、もともとプロイセン陸相しか存在しない。②については、前掲伊東論文(171頁)に最初の誤りがみられるが、財務長官 Sydow の兼任したのは単なる国務大臣。この時の蔵相は Rheinbaben であった。③の同時申請と仮協議について財務長官に既成事実がつけられたのは、Posadowsky の財務長官時代(在任1894~97年)であるから、彼が財務長官として関係し得た艦隊法問題は98年成立の第一次艦隊法であって然るべきであろう。また、この時に降同時申請が常态化して大蔵省の地位がますます強まったとは考えられない。

注(49) Witt, a. a. O., S. 37-39; Huber, a. a. O., S. 848.

(50)(51) Witt, a. a. O., S. 33-34. なお、軍事予算に関する歳出承認権そのものの制限についてはすでに触れた通りであるが、ここでやや詳しく確認しておこう。

憲法第60条に従って制定された右の軍事法は7年法(Sep-tenat)と呼ばれ、この兵員数に一定額を乗じて陸軍經常費とした。したがって、帝国議会に残された対陸軍費承認権は、臨時費と新規設備向支出に限られ、予算権限は大幅に制限されていたのである(Gerloff, a. a. O., S. 78-79)。なお、93年以降は5年法(Quinquennat)となる(Witt, a. a. O., S. 135)。

	期 間	平時兵員
1874年軍事法 (5/2)	75年1/1~81年12/31	401,659人
1880年 " (5/6)	81年4/1~88年 3/31	427,274人
1887年 " (3/11)	87年4/1~94年 3/31	468,409人

資料: RGBI. 1874, S. 45; 1880, S. 103; 1887, S. 117.

(52)(53)(54) Edenda, S. 39.

憲的機能は麻痺状態である（②・③）。執行統制はないに等しい（④）。検査報告書に基づく諸省への抗議・批判の意義は低からざるを得ない（⑤・⑥）。このように、ドイツ帝国においては、財政民主主義—財政統制の本質部分は骨抜きにされていたといわなければならない。

だが、かかる財政民主主義の不十分性—専制的性格を直接的にユンカー支配に結びつけ、もってドイツ帝国の国家類型を絶対主義国家ないし半絶対主義国家と規定する見解は、資本による財政民主主義したがって資本による民主主義一般が、絶対的・一般的民主主義に等しいということを暗黙のうちに前提ないし容認するものであるといわなければならない。

さて、われわれは以上の諸節を通じて、1880年代の帝国財政の展開を可能ならしめることになる諸要因の形成・定着を、連邦分立主義体制の枠内での——したがって一定の弱点ないし被制約性を残しつつではあるが——帝国財政の一定の強化という方向でフォローしてきた。

では、1879年に展開の出発点を設定された帝国財政は、数量的にはいかなる様相を示したであろうか。70年代における、改革を要する脆弱な財政状態をあらかじめおさえた上で、この点について検討しよう。

〔以下次号〕

（慶應義塾大学大学院経済学研究科博士課程）